

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	大阪市立 田中保育所	
運営法人名称	社会福祉法人 波除福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	所長 梶内 理恵子	
定員（利用人数）	120 名 （113名）	
事業所所在地	〒 552-0005 大阪市港区田中1－11－1	
電話番号	06 － 6574 － 2369	
FAX 番号	06 － 6574 － 2369	
ホームページアドレス	http://www.care-net.biz/27/namiyoke/hoikuiyo.php	
電子メールアドレス	tanaka_nmy@minto.ocn.ne.jp	
事業開始年月日	昭和 49 年 7 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 15 名	非正規 17 名
専門職員※	保育士 20名（含む非正規 7名） （幼稚園教諭免許：保育士の内19名） 栄養士 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室 5室（0～1歳・2歳・3歳・4歳・5歳）、 調理室、調乳室、トイレ2、 所庭（屋外プール、砂場、畑）等	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 25 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

保育所を利用する子ども・保護者・地域の方々が、より良い生活を送るため、その支援に最善を尽くします。

【保育方針】

- 1.子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重します。
2. 養護と教育が一体になった保育を、保育目標に沿い、創意工夫して行います。
3. 保護者や地域の子育て家庭が、安心して子どもを育てて行くための支援を行います。
4. 安全・安心の確保された施設設備と専門的知識・技能を備えた保育職員の質向上に努めます。
- 5.子ども・保護者・職員や地域の方々の意見を反映させた施設運営を心掛けます。
- 6.公費で運営する社会福祉法人として、必要な情報開示を行います。
- 7.個人情報保護の徹底を図ります。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- 大阪市立 田中保育所は、昭和49年7月に大阪市が開設し、平成23年4月に社会福祉法人 波除福祉会が大阪市から運営を受託して今年度で7年目を迎えた。
- 波除福祉会は、子育て支援事業として3ヶ所の保育所を運営しており、多年にわたる運営経験や保育方法のノウハウを蓄積しており、大阪市立 田中保育所もこれらノウハウを十分に享受し運営されている。
- 保育においては異年齢交流が盛んであり、障がい児保育にも力を入れている。
- 所庭にある菜園を利用した子どもによる菜園活動に特色がある。
- 給食は、栄養士が献立を考え調理された完全給食で、手作りのおやつと共に子どもに人気がある。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	NPO法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター
大阪府認証番号	270012
評価実施期間	平成29年9月5日～平成30年3月29日
評価決定年月日	平成30年3月29日
評価調査者（役割）	1701C029（運営管理委員） 1401C047（専門職委員） （ （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

- 大阪市立 田中保育所は、平成23年4月から社会福祉法人 波除福祉会がその運営を大阪市から受託して今日にいたる。
- 地下鉄「朝潮橋」駅北方、徒歩8分の5階建市営住宅の1階に位置している。
- 保育所には所庭のほか市営住宅のグラウンドが隣接しており、のびのびと体を使って遊べるほか、近くには八幡屋公園・石田公園もあり、散歩を通して四季折々の移り変わりを子どもが身近に感じることが出来る環境にある。
- 所庭には菜園があり子どもが野菜の栽培を体験することで、子どもの情緒育成や食育に貢献している。
- 大阪市立 田中保育所は大阪市立であるため、運営を受託している波除福祉会としては、受託期間が見通せない不安や設備の変更には制約も多いことから、思い切った設備投資等に踏み切れないといった状況が思慮される。
- 保育内容について一部の子ども保護者は、年長組に教育要素を多く取入れてほしいという要望がある一方、行事等は今のままで費用が掛からない保育を望む声も多くあり、保護者間のニーズに隔たりがあることが伺える。

◆特に評価の高い点

- 所長、主任をはじめとする全職員の保育にかける信念と子どもに注ぐ情熱が良く感じられる。
- 地域性もあり子ども保護者に費用の負担を多く望めない環境の中で、全職員が創意工夫で手作り感のある日々の保育所運営や子どもを楽しませる行事開催は注目される。
- 所庭のみならず隣接の市営住宅グラウンドや徒歩圏内にある複数の公園を利用して、子どもがのびのびと遊んだり、飽きさせない工夫が随所になされている。
- 障がい児を積極的に受け入れており、また延長保育も行っていることから、子どもの保護者は当保育所に非常に感謝していることがヒアリングやアンケートで伺える。
- 所庭を開放し地域児童を招待して一緒に遊ぶ、田中祭りへの招待、区民祭りへの児童・職員の参加など地域との積極的な交流が図られている。

◆改善を求められる点

・ホームページを利用して大阪市立田中保育所の現況を把握するには、同じホームページの波除福祉会のホームページを別途参照する必要があり、若干分かりずらく不便なので見やすくする工夫が望まれる。(特に事業計画・事業報告や苦情解決の箇所)

・保育終了時の小学校への児童要録の送付は問題ないが、他の保育所の転所等については、定型の文書を作成のうえ保護者の同意を得て転所先に送付することが望まれる。

・大阪市立田中保育所内における大きな部屋が確保できないことから、発表会や各種会合、講演会等の開催に制約があると感じる。すぐには解決できない課題と思われるが、将来なんらかの対応ができれば素晴らしい。

・看護師が不在であるため、子どもの突発的な体調不良や障がい児の処置に職員や保護者の負担はかなり大きい。看護師資格をもった職員の配置による負担軽減が望まれる。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

平成29年度の法人目標として、子育て支援事業部各施設の向上のため、第三者評価を受審することと致しました。

大阪市より民間委託を受け、7年目。
公立の保育を引き継ぎながら、民間の保育の良さも取り入れ、日々保育をすすめてまいりました。

平成25年度に第三者評価を受審し、全職員での課題の点検、マニュアル整備や評価・見直しを行いました。

そして今回、二度目の第三者評価をするにあたり、自所の保育の取り組みの見直し、職員間の共通理解等、更に見直す良い機会となりました。

今回の結果を真摯に受け止め、改善点や新たな課題に前向きに取り組み、これからも子ども達・保護者の方々・また地域福祉の為に、職員一同力を合わせて、保育を行ってまいります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	・理念や基本方針は、誰もが理解し易い平易な文章で明文化されており、入所のしおり、パンフレット、ホームページ等で子どもの保護者へ周知されている。 ・理念、保育方針を保育所の壁に掲示することで、毎日の送迎時に保護者の目に触れることが可能となり、一層の周知が図られると期待される。 ・7項目の保育方針は、理念と整合しており、職員の行動指針となるよう平易かつ具体的に記載されている。 ・理念や保育方針は、各職員が持つ「保育計画ファイル」に解説付きで10頁に及び掲載のほか、各保育室での掲示や年初の職員会議での読み通しと解説等で全職員への周知が図られている。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	・事業経営に関わる動向は、新聞情報や経営母体である社会福祉法人「波除福祉会」保育部門による情報提供等で把握し分析している。 ・地域の情報については、大阪私保連、区役所、市役所、区社協・社会福祉施設連絡会などで得られる情報で把握し分析している。 ・大阪市立田中保育所の定員利用率やコスト分析は、月次ベースで把握し分析している。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	・同じ地域でも地区による子どもの入所応募数の違い、他公立保育園の人気の高い、受託事業のため思い切った設備投資が困難等の課題が把握されている。 ・保育内容は、波除福祉会3園（大阪市立田中保育所、波除学園、安治川保育園）間で切磋琢磨することで質の向上に努めている。 ・経営状況や改善すべき課題は、波除福祉会の役員（理事長、常務、総園長）間で共有されている。また、大阪市立田中保育所を含む各園では月次・運営・3園会議で共有され、職員に報告周知されている。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	・中長期（3～5年）事業計画は、計画策定マニュアルに沿って職員が参加し策定されている。 ・計画は理念や経営方針の具現化のため、検討すべき課題、園児の推移、収支計画、環境整備（設備施設・備品整備等）、組織・職員体制等が具体的に網羅されており、実施状況が容易に評価できる体制となっている。 ・計画は、毎年見直しが行われている。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	・中長期事業計画の初年度がそのまま単年度当期計画となっており、より具体的な内容が記載されている。 ・また、単年度計画については、月次ベースで評価され、半年毎に見直しが行われている。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	・単年度事業計画も、職員の参画の下前期末に計画策定マニュアルに沿い策定されている。 ・事業計画は、毎月評価され、半期末および期末に評価されている。半期末の評価において必要があれば見直しが行われている。 ・事業計画は、月次の職員会議において職員に周知されている。	
I-3-(2)-②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	・事業計画の主な内容は、保護者会議等において周知に努めている。 ・今後は、事業計画の主な内容を分かり易く説明した文書により保護者会等で配付し周知させることが望まれる。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	・サービスの質の向上と評価については、セルフチェックリスト、職員会議、主担会議、ケース会議等により組織的に実施されている。 ・第三者評価については、平成25年度に続き今回が2度目の受審となっている。 ・評価結果については、法人の役員や大阪市立田中保育所の職員に共有され、サービスの質の向上に役立てられる。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	・評価結果は、職員・主担・ケース会議において共有され、結果分析、課題抽出のうえ、文書化され改善に向けた計画、実行、確認、行動を実行している。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	・所長は、保育所に関する方針と取組を明確にし、職員会議等において表明しているほか、各自の保育計画ファイルに綴じられ都度参考にされている。 ・所長の役割と責任は、職務分掌規程にて明確にされ、職員に周知している。 ・所長の役割と責任は、有事の際にも災害・防災マニュアルに明記されており、不在時には主任へ所長の権限が移譲されることが定められている。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	・所長は、福祉関連法令のほか遵守すべき消費者関連・労働・防災・環境等に関わる法令等を理解しており、保護者、取引業者や行政機関等の利害関係者と適正な関係を保持している。 ・所長は、各種会合・研修等において、遵守すべき法令等の把握に努め、職員会議や研修報告会にて職員に周知している。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	・サービス評価委員会設置等で保育の質向上に向けた取組を継続実施している。 ・職員会議等で職員の意見を聴取し、日々の保育の質の向上に反映させている。 ・所長は、日々保育室を巡回することで、職員の保育の質の向上に向けた適切な指導を行っている。 ・所長は、保育の質の向上に関わる職員の教育および研修の機会の充実を図っている。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	・経営は主に法人の波除福祉会が行い保育所の運営は所長が中心となり担当し、密に連携をとりながら現状把握と課題への対応を行い、職員会議等を通じて周知している。 ・保護者からの行事費徴収が困難な中、所長以下職員が手作りで工夫し行事を行うほか、こまめな節水やコピー用紙の再利用など経費節減に取り組んでいる。 ・所長は、原則残業は行わない、止む得ない場合には時間外申請を出す方針を周知させ、有給休暇の取得促進、リフレッシュ休暇の活用等、職員が働きやすい環境の整備に努めている。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	・福祉人材の確保と育成については、波除福祉会の中長期計画に織り込まれており、保育士、保育補助、支援員の採用につき各年毎に具体的に記載されている。 ・計画に基づき養成校への働きかけや就活フェア等での採用活動を行っている。 ・人材の育成については、キャリアパス制度を導入しており、職員は自らの将来の進路を見通せる状況にある。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	・人事基準は、労働基準監督署が受理した就業規則に明記されており、職員に周知されている。さらに労働組合が結成されて良好な関係が維持されている。 ・人事考課制度があり、所長による個別面談、職員育成シートによる自己評価、セルフチェックリスト等を通して職員の成果や貢献度を総合的に評価している。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
(コメント)	・就業状況改善委員会が設置されており、職員のライフ・ワーク・バランスを意識した取組が行われている。 ・有給休暇は時間単位の取得が可能となっている。有給休暇管理表にて職員の取得を促進しているが、消化率は現状目標には達してい。今後は仕事の標準化や導入したICTの有効活用等で、有給休暇消化を一層進めることが望まれる。 ・有給休暇とは別に夏に連続したリフレッシュ休暇が取得できる。 ・残業は申請書が必要で、極力減らす努力がされている。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	・理念や保育方針から期待される職員像が明らかになっている。 ・目標管理制度を採用しているほか、セルフチェックによるハラスメント防止や園児への虐待防止ができる仕組みになっている。 ・所長による個人面談と評価等により職員の育成に向けた取組を行っている。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	・能力と経験や役職に応じた内外における研修計画が立てられている。 ・研修計画に基づいた研修が実施されている。研修内容については、必要に応じ見直しが行われる。 ・中長期計画の中で職員に必要な専門資格（保育士）としている。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	・研修計画に基づき個別研修計画が立てられ、正規・非正規を問わず職員の教育・研修をおこなっている。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	・実習生の受入マニュアルが整備され、実習生に対するオリエンテーションも実施されている。第三者評価の調査時にも2名の学生が実習しており、積極的な受入姿勢が評価できる。 ・実習生に対する所内の勉強会も実施されている。 ・実習生の受け入れ前後、および期間中も学校側と適切な連携を維持している。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	・パンフレット、重要事項説明書やホームページを活用し、保育所の理念や基本方針、提供する保育の内容、事業計画、事業報告、予算決算情報を公開している。 ・苦情解決や相談についての体制やその内容・件数等についてもホームページで詳細に公開されている。 ・ただし、ホームページは波除福祉会のホームページと大阪市立田中保育所のホームページに分散されて記載されているので、保護者等が理解するには双方のページを丹念に読み込む必要がある。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	・職務権限規程が整備され、事務・経理・取引についてはルールに則って運用されている。 ・食材の購入や小口現金出納については大阪市立田中保育所で取扱いしているが、その他の取引・経理等は波除福祉会にて処理されている。 ・監査や会計士による指導等も波除福祉会にて行われており、大阪市立田中保育所は保育に関わる支援に特化している。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	・大阪市立田中保育所の支援の対象は、子ども、保護者、地域の方々の三者と唱っており、地域とのかかわりを大切な理念としている。 ・地域交流マニュアル、子育て支援マニュアルが作成され活用されている。 ・区民祭りには児童が太鼓演奏に参加し、職員もゴミ集めに協力している。 ・地域におけるイベント等のチラシを大阪市立田中保育所に置き保護者に案内している。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	・ボランティア受入れマニュアルが作成されており、ボランティアのオリエンテーション資料も準備して活用している。 ・ボランティアの名簿を作成し、保険にも加入している。 ・学校の職業体験を受け入れている。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

(コメント)

- ・関係機関連絡先一覧を作成し、職員間で共有している。
- ・保健福祉センター、子ども・子育てプラザ、地域保育園、大阪市コミュニティ協会、公園事務所等との連携で子ども向けイベントや子育て支援を行っている。
- ・区役所、社会協議会、小学校等との各種連携を行っている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。

a

(コメント)

- ・年10回、所庭を地域の子どもに開放しプログラムを作っている。
- ・火～金曜の10：00～14：00に子育て電話相談を行っている。
- ・保育所の行事へ外部の方々を招待している。
- ・地元商店街からの食材を調達およびチラシ配布の協力を行っている。
- ・地域の児童発達支援センターの障がい児との交流を年6～7回、相互往来を行い、知識向上や適切な関わり方を修得に努めている。

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

(コメント)

- ・所庭を地域の子どもに開放しプログラムに沿って遊ばせている。また、子育て電話相談も行っているが、今少し広い視野を持って地域のニーズを取り入れ公益的な資源の開発を行うことを望む。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	・ 保育所の理念と保育方針に、福祉サービスの対象である子ども・保護者・地域の方々三者を尊重することを明記しており、職員は各自が保有している保育計画ファイルや4月の職員会議等にて理解し実践する体制がとられている。 ・ 人権擁護マニュアルが整備され、外部研修やその報告会を通して子どもの基本的人権への配慮を行っている。また、セルフチェックリスト等を活用することで定期的に状況把握や評価を行い、必要に応じ適切な対応を行っている。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
(コメント)	・ 子どもや保護者のプライバシー保護について、職員に周知している。 ・ 設備面では、保護者との面談スペースの確保や子ども用トイレの扉の設置など保護者のプライバシー保護や子どもにとり快適な生活空間の工夫が見られる。 ・ 虐待・体罰防止マニュアルが整備されており、職員に周知されている。。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	・ パンフレット、広報誌等を公共の施設等に置き多くの人が入手できる。 ・ 保育所を紹介する資料は、絵、図や写真が使用され誰にでも分かり易く親しみやすいものに仕上がっている。 ・ 見学希望者には日時を調整のうえ、所長もしくは主任が個別に丁寧に対応している。見学に際しては見学者カードを記入してもらい記録している。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	・ サービスの開始にあっては、誰でも理解しやすく作成されたパンフレット、広報誌、ホームページのほか、入所時の重要事項説明書等を提供し説明することで子どもの保護者の自己決定を尊重している。 ・ 重要事項説明書および個人情報使用（終了時の対小学校、他の保育所への転所時の転所先保育所等）につき書面による保護者の同意を得ている。 ・ 障がい児保育対象者には、H/C（ハンディ・キャップ）同意書を得ている。 ・ サービスの変更時にも、事前に説明のうえ保護者の同意を得ている。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	・ 福祉サービス内容の変更にあたっては、事前に保護者に説明し同意を得て実施している。 ・ 途中入所、退所マニュアルが作成されているが、他の福祉施設への転所等に際しての引継ぎ・申し送りは、必ずしも文書によらず臨機応変に対応しているとのことだが、今後は保護者の同意を得て、定型文書によることが望まれる。 ・ 終了アルバムに保育終了後も来所歓迎のメッセージを記載しており、実際行事の際には来所があるとのこと。保育終了後の相談方法や担当窓口について文書で説明することが望まれる。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	・保護者会、クラス懇談会、個人懇談等を通し、保護者との相互理解を図るとともに個別保護者のニーズや満足度の把握に努めている。クラス懇談会での自己紹介が苦手な敬遠気味の保護者については、個人懇談を行っている。 ・運動会や発表会などの行事实施後のアンケートの結果を保護者に知らせるとともに今後の行事の参考にしている。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	・苦情解決の体制として受付担当者・解決責任者・第三者委員（4名）の設置が整備されており、苦情解決マニュアルも作成されている。 ・苦情解決の体制は、波除福祉会のホームページに詳細に掲載されているが、大阪市立田中保育所のホームページには見当たらないため、リンクを貼るなどの工夫が必要と思われる。 ・さらに、パンフレットや重要事項説明書に相談窓口の記載はあるが、第三者委員に関する説明が欠落しており、保護者への周知は不十分といえる。所長もこの点を認識済みで平成30年度については記載するとの回答があった。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
(コメント)	・保護者の相談・希望・質問は、どんな小さな事でも遠慮なく所長・主任・担任が聞かせて頂く旨がパンフレットに記載されている。また実際も保護者は誰にも相談や意見を言える雰囲気にあることが観察で感じられた。 ・保護者の意見等を収集する他の方法として、アンケートの実施や意見箱の設置がなされている。 ・日常の相談事は、子どもの送迎時に行われるほか、保護者が時間を取りじっくり相談したいという場合には、プライバシーが守られる多目的の部屋が個別相談に充てられる。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	・苦情解決体制が整備されており、事業報告書では四半期毎の苦情・相談件数が記載されており、組織的かつ迅速に適正な運用がなされている。 ・苦情解決マニュアルが用意され、マニュアルに沿った保護者対応記録がある。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	・大阪市立田中保育所内にリスクマネジメント部会が設置され、責任者の明確化などリスクマネジメント体制が整備されている。 ・日常安全や災害等マニュアルが整備されており、職員に周知されている。 ・リスクマネジメント部会・防災勉強会への参加や勉強会資料を職員で共有するなど研修を実施。 ・ヒヤリハット事例の収集と共有を通しその要因分析と再発防止にあてている。	

Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	・所内にリスクマネジメント部会が設置され、責任者等リスクマネジメント体制が整備されている。 ・感染症・食中毒・汚物処理マニュアルが作成され、各保育室には子どもの嘔吐時等の緊急対応法を図も用いて掲示説明されており、職員へ周知徹底されている。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	・毎月避難訓練（火災・地震・不審者・津波）を実施しており、消防署等との連携も行われている。 ・当保育所の立地条件から想定される津波対策として、近くの小学校屋上への合同避難訓練が実施されている。（最新では平成29年12月実施） ・災害マニュアルが作成され、災害発生時の対応体制が明確になっている。 ・大阪市立田中保育所内に安全・危険マークが掲示されており、緊急時に児童が一時避難できる取組がなされている。 ・保育室からの避難経路については、所庭となっているが、所庭が何らかの都合で使用できない場合の、別方向への避難の検討も必要と思われる。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
(コメント)	保育実践マニュアルが各保育士に配付され、それには、法人の理念・基本方針などが記載され、その深化を図るため研修計画がなされ、職員会議、主任会議でも適宜議題として出され、周知徹底と見直しを行う体制が確立されている。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	保育実践マニュアルは毎年見直しが行われ、保育サービス評価実施マニュアルを基に職員会議で話し合われ、法人の総括会議で再度検討評価される体制が確立している。行事ごとに保護者アンケートを実施し、行事だけでなく日常保育について、意見を聴取する仕組みも確立している。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
(コメント)	波除福祉会よりアセスメントマニュアルが作成されている。所長が中心になり、一人ひとりのアセスメントが作成されている。また、作成にあたっては職員会議を活用し全職員の意見が反映できるような仕組みが確立され、実施されている。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	アセスメント会議が年3回実施され、職員会議・主任会議で協議され、アセスメントの記録及び見直しが、適正に行われている。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	指導計画が、一人ひとりの子ども成育歴の聞き取りや家庭訪問で細かく聴取し、統一された様式で記録がなされ、職員が共有できるような体制が確立されている。「子どもシェアシステム」は法人で確立されたシステムで、保育で課題となるような事例を共有し、保育内容の向上に努めている。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	個人情報保護に関する勉強会を開催し、記録管理規定を策定し、職業体験やボランティア、実習生にも提示し、保護者には入所しており、職員には入職時誓約書の提出を義務化しており、提出された誓約書は適正に管理されている。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
(コメント)	・保育理念・保育方針を基に、保育実践マニュアルは策定されている。その中に保育課程も掲載され、年度当初法人全体での会議の場で確認されている。また、年度末には評価に基づき検討を重ねている。 ・保護者には入園式や「入園のしおり」で保育理念・保育方針を説明しているが、職員室、各クラスにも掲示し、保育課程に活用している。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	・0歳児の保育マニュアル・カリキュラムを活用し、また、育児担当制で保育にあたり、職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）の知識を熟知し、午睡している全クラス（0、1歳児は5分、2歳10分、3歳15分毎）キッチンタイマーを活用しながら、午睡時の状況を把握し点検表にチェックしている。 ・保育室は、古いが、清潔で明るく安全かつ機能的に整備されており、清掃の徹底もされている。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	・1・2歳児保育マニュアル・カリキュラムを活用し、子どもたち一人ひとりの自己主張を受け止めながら、基本的な生活習慣が身につくよう優しい声かけや思いやりのある言葉かけで保育している。 ・一人ひとりの子どもの生活に合わせて保育できるように、睡眠や食事の時間を調整し、5歳児のお昼寝時のトントン当番なども実施して、様々な関わりを計画的に実施している。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	・子ども一人ひとりに合わせた、基本的な生活習慣の確立ができるように、3歳児は歯磨き時には、手洗い場の横に椅子を置いて座って歯磨きをする様に促したり、4歳5歳児には、自分たちで手洗い場で行うなど、年齢による指導方法の工夫が見られた。また、年齢に応じた遊具・絵本の配置もみられた。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
(コメント)	・就学前保育マニュアルを活用し、小学校を見据えた保育実践がなされ、年1回であるが小学校への見学を実施し、避難訓練時に小学生と一緒に避難したり、ドッチボール時に小学校の体育館を利用している。また、訪問時には、短時間ではあるが、先生方と話し合う機会をもっている。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	・環境カリキュラム・環境整備カリキュラムを活用し、各保育室に温湿度計を設置して配慮している。また、清掃も当番制で毎日実施され、安全点検も早出時、最終時の際に点検表を活用して実施されている。 ・今後は、修理依頼の遊具の片づけや不要な物品の片づけ、洗剤や薬品等の保管場所を工夫されることを望む。	

A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b
(コメント)	・2歳児のおむつやパンツの着脱時に使用する個人持ちの台を整備したり、年齢に応じた手洗い場の改善などもなされ、子どもの生活に配慮されている。今後は、施設改善を積極的に行うとともに、遊戯室の確保を望む。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	・子どもの主体的な活動を大切にしており、新しい遊具は入った時には順番待ちの列が自然発生的に生まれるなど、日常の保育で大切にしていることが現れた事例もみられた。 また、年齢に応じた当番活動にも取り組み、散歩時に2歳と4歳が手をつないで歩くなど意図的な取組もみられた。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	・4・5歳児は、市バス・地下鉄を利用した園外保育を実施し、社会体験を得られる機会を作ったり、港まつりでの5歳児の和太鼓の披露をしたり、所庭での菜園活動、近隣の公園への散歩など、積極的に取り組んでいる。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	保育実践マニュアルを基に、朝夕の絵本タイムの実施、絵本ボランティアによるクラス全員への読み聞かせと1対1で本を読んでもらうことも行っている。また、本の充実のため、図書館で絵本を借りてくるなど積極的な言語環境整備に取り組んでいる。各部屋には絵本コーナーも常設され、絵本にふれる機会を大切に、家庭でも絵本に触れ、親子で本を楽しむように絵本の貸し出しも行っている。パート3ごっこ遊びとして、生活発表会も12月に実施し表現活動の充実を行っている。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a
(コメント)	サービス評価マニュアルを活用し保育の見直しクラスの振り返りを会議の場で行っている。また、セルフチェックシートを使って毎年2回保育士は自己評価をし、所長・主任とも話し合い保育実践に繋げている。研修計画も整備され、研修報告も丁寧に、保育士の資質向上に努力している。	

		評価結果
A-2 子どもの生活と発達		
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	保育実践マニュアルをもとに、子どもの受容、入所時の聞き取りシートを基に家庭環境や親子関係の把握に努め、アセスメントに基づく働きかけや援助が行われ、お便り帖や送迎時の保護者とのやり取りの中でも、理解が深まるような話しかけに努めている。	

A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
(コメント)	障がいのある子どもを積極的に受け入れ、その子の生活や発達保障がなされるような手厚い対応が行われている。また、地域の児童発達支援センターと連携し、障がいのある子どもの生活の質の向上のためのアドバイスを受けている。また、大阪市巡回訪問事業を依頼し、毎月1回気になる子どもの相談も行っている。これらの活動には、絶えず保護者と連絡を密にし、必要な場合は医師の助言や指示も受け保護者と共に、保育が行えるよう努力している。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
(コメント)	長時間・延長保育マニュアルを整備しそれを基に、長時間保育士を配置し、引継ぎノートで連携を取りながら、時間や人数に応じた場所で保育にあたっている。長時間児には、アレルギーを持つ子どもにも配慮した上で市販のお菓子であるが補食が提供されている。	
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b
(コメント)	保健衛生マニュアルを活用して、子どもの健康管理にあたっている。入所時の聞き取りや保護者からの連絡は、職員会議で共有している。また、保育士の中に保健係を決め、子どもの健康管理・健康状態の把握の中心として活動している。ただ、0歳からの乳児を預かっていることや保育士では、無理な場合もあり、糖尿病1型の子どもも在園していることから、看護師の配置を求めたい。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
(コメント)	栄養士が積極的に保育室に入り、食の大切さや食べ物の話などを行っている。また、食育年間計画を策定し、食品分類ボードの設置や菜園活動を行いクッキングする取組みも行われている。5歳児には調理場見学会もあり、身近に調理している場面を見る機会も設けている。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
(コメント)	食育マニュアルを活用して、子どもたちの食生活の充実に努力している。また、子どもたちの食事の場面に栄養士や調理師が来て、子どもたちの喫食状態を把握し、事後の給食調理に活用できるように、話し合いをもち、改善に努めている。	
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	b
(コメント)	0・1歳児は年4回、2歳児以降は年3回の内科検診のを実施し、歯科検診は年1回実施されている。健診結果は健康手帳に記載され、保護者に周知されている。しかし保育士が対応にあたっており、保健衛生の充実のためにも、看護師が配置が望まれる。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー対応マニュアルを整備し、アレルギーチェック表でチェックし、食事の際には、対象児の名前の書いたクリップを食器に付けトレイに載せて提供されている。また、これらの対応に際し、主治医より指示書を受け取って行っている。	

A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
(コメント)	衛生管理マニュアルを整備し、調理室の床はドライで、調理室に入る前に前室が整備され、調理員以外が入室することが無いように配慮されていた。食材の搬入口も別にされ、冷蔵庫や食品保管庫も整備され、清潔に保たれていた。トイレは他の職員と共用なので、必ず調理着を脱いで行くなどマニュアルに沿った運営がされていた。	

	評価結果
--	------

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
(コメント)	食育年間計画が整備され、食育マニュアルのもと子どもの食生活の充実を図っている。また、年2回おやつ・給食の試食会を開催しほとんどの保護者が参加している。サンプルケースは設置されていないが、全体掲示板にその日の給食の写真掲示を行っている。食事内容は献立表や給食だよりで保護者に知らせ、レシピを配付するなど家庭との連携努力している。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
(コメント)	送迎時の対話で、できるだけ詳しくその日の子どもの様子を伝えるようにし、担任が不在な時は、引継ぎノートを活用して情報公開に努めている。また、子どもの姿をドキュメンテーションとして写真とコメントで掲示したり、年2回の保育参観、ふれあいパート1夏祭り、パート2運動会、パート3発表会として保護者に子どもの育ちを見てもらえるようにしている。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
(コメント)	保護者支援マニュアルを整備して、入所時の説明や家庭訪問、年2回懇談会、3年前より個人懇談会も実施して保護者の安心感の向上につながる取り組みを行っている。また、田中まつりとして、保護者の手作りの祭りを保育所と一緒に行う中で、話し合いの機会も増え、相互理解が深まってきている。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待・体罰防止マニュアルが整備され、子どもの状態を視診時や着替えの際にチェックし、早期発見に努めている。また、港区保健福祉センターの港区要保護指導対策協議会に参加し、連携を取りながら見守る体制が構築されている。	

	評価結果
--	------

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	就業規則に体罰の禁止が明記されており、虐待・体罰防止マニュアルが整備され、セルフチェックリストも、活用して、お互いの気になる行動を出し合い、職員の体罰に対応している。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	田中保育所を利用中の子どもの保護者
調査対象者数	44/96世帯
調査方法	アンケート調査による。(アンケート用紙は、保育所に依頼し保護者に受取人払いの封筒を添えて直接手渡し、回収は保育所に設置した回収箱への投入、または郵便で評価機関へ直接返送してもらう方法を採用した。)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

現在田中保育所を利用している子どもの保護者96世帯に対し、1世帯1アンケート用紙を配布し、内44通を回収した。回収率は、45.5%と低調であった。

○回答の内、満足度100%の項目は20の質問中、下記の3項目であった。

- ・入園後も、保育園やクラスの様子などについて、「園だより」、「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。
- ・献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっていますか。
- ・懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

○回答の内、満足度90%以上の項目は20の質問中、下記の11項目であった。

- ・保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか。
- ・保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか。
- ・入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が軽減しましたか。
- ・園の保育について、貴方の意見や意向を伝えることができますか。
- ・保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。
- ・お子さんや家庭のことについて相談した内容が、他人に漏れていたというような経験はありましたか。
- ・園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。
- ・健康診断の結果について、園から伝えられていますか。
- ・給食メニューは、充実していますか。
- ・お子さんの給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか。
- ・送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか。

○回答の内、特に「はい」の比率(満足度)が低い項目は。「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などを行ったりしていますか。」であり、「いいえ」(不満足)の回答が12世帯(27%)もあった。ただし、特に今必要な相談がない、依頼すれば機会を設けてもらえる、家庭訪問で、信頼関係が出来たなどの記述があるので、特段の問題とは言えないと考える。

○アンケートでは、満足度90%以上が70%あったが、回答内容にも保育所の保育全般におよび先生方に対し、保護者の満足や感謝の言葉が多数記載されており、子どもや保護者の満足感が素直に伺える。

○保護者が、保育内容で欲しい情報などについての自由記述の主たるものは次の通りであった。

- ・行事開催日や準備が必要な物については、相当前広に連絡してほしい。(仕事との兼ね合い)
- ・年長クラスでの教育の充実
- ・駐輪場の整備(屋根の設置)
- ・運動会や発表会を広い場所で行ってほしい。
- ・昼寝用布団のレンタル、おむつの園での処理
- ・新任先生の周知(当分の間名札を付けるなど)

以 上

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等